

主管 佼成霊園	名称 佼成霊園法輪墓利用基準	記番号 2-15- 2- 3 施行令 7. 8. 1
------------	--------------------------	-------------------------------

第1章 総 則

(目的等)

第1条 この基準は、佼成霊園墓地使用規程（以下、「規程」という。）に基づき、個別安置型共同墓の利用に関する事項を定める。

2 個別安置型共同墓とは、上部（天面）がない箱状の容器（以下、「カロート」という。）を一区画とし、使用者がこれに焼骨を収容して安置する施設（墳墓）をいう。

(適用される場所)

第2条 この基準は、立正佼成会附属佼成霊園にある墓地のうち個別安置型共同墓（名称「法輪墓」。以下、「法輪墓」という。）として用いられる場所についてのみ適用される。

第2章 利用契約

(法輪墓の利用資格)

第3条 法輪墓を利用することができる者は、本会会員に限られる。

(利用契約の成立)

第4条 法輪墓を利用しようとする者は、申込書に住所、氏名、存続期間（具体的には、所定の焼骨の収容の時から13回忌まで、23回忌までまたは33回忌までのいずれか。）その他の必要事項を記載するほか、定められた方法で法輪墓の利用の申込みをするものとする。

2 法輪墓を利用しようとする者は、前項に定める申込みに際し、併せて永代供養の申込みをしなければならない。

3 法輪墓の利用契約（以下、単に「利用契約」という。）は、前二項に定める各申込みに対して管理者が承諾をしたときに成立する。

4 前項に定める承諾に当たり、管理者は、申込みをした者が使用することができるカロートを指定しなければならない。

(申込書の必要事項の追加・変更等)

第5条 住所、氏名その他の申込書の必要事項とされている内容に追加または変更が生じたときは、法輪墓を利用しようとする者は、速やかに、必要な資料を添えて追加をする内容または変更後の内容を届け出なければならない。

2 利用契約の成立後は、前項中「法輪墓を利用しようとする者」とあるのは、「使用者」とする。

第3章 燃骨の収容等

(カロートの使用)

第6条 利用契約に基づき、使用者は、その存続期間中、次項以下に定めるところに従つて管理者より指定を受けたカロート（以下、「専用カロート」という。）を使用する権利を有し、その義務を負う。

- 2 使用者は、専ら専用カロートのみを使用することができ、指定を受けていないカロートを使用することはできない。
- 3 使用者は、焼骨を収容して安置する方法以外の方法で専用カロートを使用することはできない。
- 4 使用者は、専用カロートの形状を変更してはならず、また、専用カロートに彩色等をしてはならない。
- 5 専用カロートには、焼骨及びその包装物以外の物を収容してはならない。
- 6 専用カロートの使用の方法・態様について管理者より指示を受けたときは、使用者は、その指示に従わなければならない。
- 7 前五項に定めるほか、使用者は、専用カロートが焼骨を安置する設備であることを踏まえて、善良な管理者の注意をもって専用カロートを使用しなければならない。

(焼骨の収容等)

- 第7条** 使用者は、管理者に申請をしてその許諾を受けなければ、専用カロートに焼骨を収容してはならない。
- 2 前項に定める申請を受けた時点で既に使用者の専用カロートに4柱以上の焼骨が収容されているときは、管理者は、前項に定める許諾を与えないことができる。
 - 3 第1項の定めは、使用者が専用カロートに収容されている焼骨を取り出す場合に準用する。
 - 4 使用者は、焼骨を、尊崇の念をもって取り扱わなければならない。

(銘板の作成等)

- 第8条** 専用カロートの上部（天面）に設置する銘板は、管理者が指定したものでなければならない。
- 2 銘板の作成（家名等の記載）は、使用者の費用負担において、管理者がこれを行う。
 - 3 第6条第1項の定めにかかわらず、使用者は、銘板の設置が完了するまでは、専用カロートを使用することはできない。
 - 4 銘板が毀損したときは、管理者は、毀損した銘板を撤去し、使用者の費用負担において、新たに銘板を作成してこれを設置する。
 - 5 前項の定めは、銘板が盗難された場合に準用する。

第4章 利用料金

(支払い)

- 第9条** 使用者は、次の各号に掲げる金員を、当該各号に定める方法でそれぞれ支払わなければならない。
- (1) 法輪墓利用料（専用カロートを使用する権利の付与を受けたことの対価）
定められた金額を、利用契約の成立の際に一括して支払う。
 - (2) 共益費用（法輪墓を含めた墓地全体の環境整備及び佼成霊園の運営のための費用）
1年分として定められた金額を、毎年定められた期限までに支払う。ただし、存続期間に相当するものとして定められた金額を、利用契約の成立の際に一括して前払いすることができる。

- (3) 銘板作成料（専用カロートに設置される銘板の作成に要する費用）
定められた金額を、銘板を作成する際に一括して支払う。
- (4) 収容手数料（焼骨の収容及びそのために必要な事務処理に要する費用）
定められた金額を、焼骨を収容する際に一括して支払う。
- (5) 証明書発行手数料（各種証明書の発行に要する費用）
定められた金額を、各種の証明書を発行する際に一括して支払う。
- (6) 粉骨料（焼骨について粉骨の処理をするために要する費用）
定められた金額を、焼骨を収容する際に一括して支払う。

第5章 遵守事項等

(遵守すべき事項)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法輪墓を利用する権利を第三者に譲渡若しくは転貸してはならず、かつ、第三者に事実上専用カロートを使用させてはならない。
- (2) その方法のいかんを問わず、立正佼成会、佼成霊園、管理者または他の使用者の名誉、信用を毀損するおそれのある言動をしてはならない。
- (3) 法輪墓において儀礼儀式を行うに当たっては、事前にその具体的な内容を通知して申請し、管理者の許諾を受けるものとし、管理者の許諾を受けていない態様で儀礼儀式を行ってはならない。
- (4) 法輪墓を含む墓地に立ち入る際は、法輪墓が墓地の一種であり、死者に祈りを捧げる場所であるとともに、祭祀、礼拝その他の宗教行事が行われる場所であることを踏まえて、常に畏敬の念をもって振る舞わなければならず、他の使用者の宗教的感情を害し、または、墓地全体の静謐な環境を損なうおそれのある言動をしてはならない。

(施設の改修等)

第11条 天災地変、災害その他の事由によって法輪墓の全部または一部が滅失または損壊したときは、管理者は、その滅失または損壊した部分を改修することができる。

- 2 前項に定める場合、管理者は、改修するために必要な限度で、カロートに収容されている焼骨を取り出し、一時的に別の場所に収容することができるものとする。
- 3 使用者は、あらかじめ前項の内容に同意する。
- 4 第2項に基づいてカロートに収容されている焼骨を取り出したときは、管理者は、遅滞なく、その旨を当該カロートを現に使用する使用者に通知しなければならない。
- 5 改修のための工事が終了したときは、管理者は、遅滞なく、第2項に基づいて取り出して別の場所に収容した焼骨を、元のカロートに収容するものとする。

第6章 承 繙

(利用契約に基づく権利義務の承継)

第12条 民法第896条の定めにかかわらず、使用者の死亡により、使用者（後に使用者となった法輪墓を利用しようとする者を含む。以下、本条において同じ。）が定めた指定承継人が、単独で、利用契約に基づく一切の権利義務を承継する。

- 2 指定承継人は、使用者が、近親者の中からその同意を得て指定する。
- 3 使用者が死亡する前に指定承継人が死亡する場合に備えて、使用者等は、前項に定める方法で、予備指定承継人を指定することができる。
- 4 指定承継人は、使用者の死後、利用契約に基づく権利を有し、義務を負う。
- 5 次の各号に掲げる場合は、利用契約に基づく権利義務を承継する者がいないものとして扱われるものとし、使用者は、これにあらかじめ同意する。
 - (1) 使用者が指定承継人を指定しなかった場合
 - (2) 指定承継人が利用契約に基づく権利義務の承継を拒絶した場合
 - (3) 使用者が死亡した時点で既に指定承継人が死亡しており、かつ、使用者が予備指定承継人を指定していなかった場合
- 6 使用者が死亡した時点で既に指定承継人が死亡しており、かつ、使用者が予備指定承継人を指定していた場合、第4項及び前項第2号中「指定承継人」とあるのは、いずれも「予備指定承継人」とする。

第7章 契約の終了等

(利用契約の終了)

第13条 次の各号に掲げる事由が生じたときは、利用契約は終了する。

- (1) 定められた存続期間が満了したとき。
- (2) 管理者によって利用契約が解約されたとき。
- (3) 使用者が死亡し、かつ、利用契約に基づく権利義務を承継する者がいないとき。
- (4) 管理者と使用者（なお、使用者が死亡し、利用契約に基づく義務を指定承継人または予備指定承継人が承継した場合においては、当該義務を承継した指定承継人または予備指定承継人。なお、次条以下において同じ。）が将来に向かって利用契約を終了する合意をしたとき。

(管理者による解約)

第14条 次の各号に掲げる事由があるときは、管理者は、使用者に通知をして、利用契約を解約することができる。

- (1) 使用者が第10条各号に違反する言動をしたとき。
- (2) 使用者が利用契約に基づく義務に違反した場合において、管理者が相当の期間を定めてその履行ないし是正の催告をしたにもかかわらず、その期間内にその履行ないし是正がなかったとき。
- 2 前項に定める通知または催告は、管理者が使用者があらかじめ届け出た住所に宛てて通知または催告を発した時にその効力を生じるものとする。

(使用者による解約等)

第15条 使用者は、利用契約において定められた存続期間を短縮し、または、その存続期間中に利用契約を解約することができないものとする。

(利用契約を終了する合意)

第16条 管理者と使用者が将来に向かって利用契約を終了する合意をしたときは、使用者は、可及的速やかに、専用カロートに収容されている全ての焼骨を取り出し、専用カ

ロートを原状に復したうえで、これを管理者に明け渡さなければならない。

- 2 前項に定める場合、利用契約は、前項に基づいて使用者が管理者に専用カロートを明け渡した時に終了する。
- 3 第1項に定める場合、利用契約の終了とともに永代供養契約は効力を失う。
- 4 前三項の定めにより利用契約及び永代供養契約が効力を失っても、既に支払われた金員は返還されないものとし、使用者は、これにあらかじめ同意する。
- 5 前項の定めは、利用契約の成立後1年を経過しない間で、かつ、使用者が専用カロートに焼骨を収容する前に第1項の合意がされた場合には適用されない。この場合においては、既に支払われた金員のうち法輪墓利用料の90%相当額のみが返還されるものとする。

第8章 改 葬

(永代供養墓への改葬)

- 第17条** 前条第1項に定める場合を除き、利用契約が終了したときは、管理者は、使用者に代わって、当該使用者にかかる専用カロートに収容されている焼骨を取り出し、粉骨その他の適切な措置を講じたうえで、これを納骨堂に収蔵することとする。
- 2 使用者は、あらかじめ、前項の内容に同意するとともに、専用カロートに収容されている焼骨の取出しをもって管理者に対する専用カロートの明渡しとすることに同意する。

附 則

この基準は、令和7年8月1日から施行する。